(2)　事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。

(3)　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。

8　性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議

政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとすることとした。（第一一条関係）

9　措置の実施等に当たっての留意

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとし、この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとすることとした。（第一二条関係）

10　その他

(一)　検討

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　内閣府設置法の一部改正

内閣府設置法（平成一一年法律第八九号）について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条関係）

(三)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（法律第六九号）（財務省）

1　総則（第一章関係）

(一)　令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛力強化資金の設置等について定めることとした。（第一条関係）

(二)　令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、5(一)に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入金並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金並びに5(二)に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入（以下「防衛力強化税外収入」という。）並びに4(六)による防衛力強化資金からの受入金を確保することとした。（第一条関係）

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ（第二章関係）

(一)　令和五年度において、特別会計に関する法律第五八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、二、〇〇〇億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第二条関係）

(二)　令和五年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、一兆二、〇〇四億三、三〇四万三、〇〇〇円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第三条関係）

3　独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例（第三章関係）

(一)　独立行政法人国立病院機構は、令和五事業年度については、独立行政法人国立病院機構法第一七条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四四条第一項又は第二項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち四二二億円を令和六年三月三一日までに国庫に納付しなければならないこととした。（第四条関係）

(二)　独立行政法人地域医療機能推進機構は、令和五事業年度については、独立行政法人地域医療機能推進機構法第一六条第二項の規定にかかわらず、通則法第四四条第一項又は第二項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち三二四億円を令和六年三月三一日までに国庫に納付しなければならないこととした。（第五条関係）

4　防衛力強化資金（第四章関係）

(一)　防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、防衛力強化資金（以下「資金」という。）を設置することとした。（第六条関係）

(二)　資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理することとした。（第七条関係）

(三)　予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰入れをすることができることとし、繰入金の財源については、防衛力強化税外収入をもって充てることとした。（第八条関係）

(四)　資金は、(三)による繰入金及び(五)により預託した場合に生ずる利子をもって充てることとした。（第九条関係）

(五)　資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができることとし、預託した場合に生ずる利子は、資金に編入することとした。（第一〇条関係）

(六)　資金は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができることとした。（第一一条関係）

(七)　資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、財務省令で定めることとした。（第一二条関係）

(八)　財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減に関する計画表及び資金の増減に関する実績表を作成しなければならないこととした。（第一三条関係）

5　防衛力強化税外収入の使途（第五章関係）

(一)　令和五年度における2(一)による財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入金及び2(二)による外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入金並びに3(一)による独立行政法人国立病院機構の国庫納付金及び3(二)による独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金は、防衛力整備計画対象経費の財源又は資金への繰入れの財源に充てることとした。（第一四条関係）

(二)　(一)に定める収入のほか、令和五年度以降の各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であって国会の議決を経た範囲に属するものは、防衛力整備計画対象経費の財源又は資金への繰入れの財源に充てることとした。（第一四条関係）

6　その他（附則関係）

(一)　令和五年度から令和一四年度までの間、2(一)による繰入金を繰り入れた後における財政投融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、特別会計に関する法律第五八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができることとした。（附則第二条関係）

(二)　財務省設置法の一部を改正し、財務省の所掌事務に「防衛力強化資金の管理に関すること」を加えることとした。（附則第三条関係）

(三)　この法律は、公布の日から施行することとした。